

高病原性鳥インフルエンザ対策について

高病原性鳥インフルエンザについては、昨シーズン、全国的に発生し、84事例 1,771万羽が殺処分された。特に採卵鶏は総飼養羽数の約1割を占め、卵の供給にも大きな影響を及ぼしている。

中国地方においては、3県11事例(253万羽)の発生があり、うち10万羽以上の大規模農場が9事例(248万羽)を占め、防疫措置に膨大な人員と資材が投入されたところである。

近年、生産効率を向上させるため、大規模農場が増加しており、高病原性鳥インフルエンザ発生時には殺処分羽数も増大し、埋却や焼却にも時間を要し防疫措置が長期化する傾向にある。

中国5県では「家畜防疫対策の広域連携に関する協定」に基づく発生時の防疫資材の相互調達や家畜防疫員等の派遣協力体制を構築するとともに、平常時から防疫体制について情報共有を行ってきた。しかし、今回のように全国的に多発した場合には、自県発生への備えを優先するため近県への派遣や資材提供も非常に困難な状況となった。

これらを踏まえ、発生予防対策の強化と、今後も毎シーズン本病が発生しうるという前提に立ち、迅速かつ的確な防疫措置を行うための防疫資材等の供給体制強化や人材派遣体制の構築等、次の事項について国の対応を強く要請する。

1 発生予防対策の強化

高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策には、発生原因となる感染経路の究明に専門的な知見が必要となることから、国が発生農場と未発生農場の状況分析結果に基づく、有効な対策を速やかに明らかにすること。

2 防疫措置に必要な資材の確保と供給体制の強化

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止には、迅速な防疫措置が必要なことから、各県で防疫資材を備蓄しているが、大規模農場での続発の際には資材が不足し、発生県自ら国や他県との調整により、緊急的な資材の確保を行っている。特に、密閉容器や防護服などは、発

生時大量に必要となるため、発生県で防疫資材が不足する場合に備え、国においても農政局単位で数十万羽規模の備蓄とその配送について、迅速に対応できる体制を整備すること。

3 大規模農場における事業者の責務の明確化

家畜伝染病予防法では、発生の予防及びまん延を防止することについて事業者に第一義的責任があり、殺処分についても本来は家畜の飼養者が行うべきものである。しかし、迅速な防疫措置によるまん延防止を図るため、事業者に代わり各県が一連の防疫作業を実施しているのが実情である。

については、事業者の責務を改めて明確化するため、高病原性鳥インフルエンザ発生に備え、事業者が行うべき埋却地や防疫作業に必要な土地の確保、農場従業員による清掃、消毒作業及び重機の操作への従事など具体的な事項について防疫指針に明記すること。

4 防疫作業従事者の事前確保及び派遣体制整備

大規模発生時において、迅速な防疫措置を行うには、防疫作業従事者が県や市町村職員だけでは不足する状況にある。一部自衛隊の協力が得られるものの、自治体職員以外の人員を集めることが難しく防疫作業が長期化している。関東地方など都市部では、人材派遣会社を活用し、民間から防疫作業従事者を投入した事例があるが、地方では同様の対応は困難である。

このため、国が主導して防疫作業従事者を事前に確保し、大規模農場での続発時には、即座に発生県に派遣できる体制づくりに努めること。加えてフォークリフト等の重機のオペレーターの確保についても苦慮しており、同様に即座に地方に派遣できる体制づくりに努めること。

5 農場分割化のための支援策及び殺処分範囲の新たな要件の設定等

国は令和5年9月に、大規模農場における殺処分の対応として、施設や飼養管理を完全に分けることにより農場を複数に分割し、別農

場として取り扱うための、分割管理対応マニュアルを示した。既存農場の分割管理については、来年度概算要求でモデル実証として盛り込まれているが、分割化を進める農場に対して支援が行き届くよう、予算の確保に努めること。

また、生産効率向上を目的として、すでに設置された家きん舎、堆肥舎、車両動線等を新たに分割させることは構造上困難で、分割管理に対応できない農場が大部分を占める。

のことから、飼養羽数や鶏舎の構造に適した鶏の殺処分を迅速かつ安全に行う新たな手法の開発及びその普及を図るとともに、発生農場でも未発生鶏舎については、科学的にリスクを分析した上で消毒基準の設定や定期的な検査での陰性確認による経過観察など、殺処分範囲を縮小するための新たな要件を検討すること。

6 財政支援の拡充

家畜伝染病の大規模農場での発生や続発した場合、現在の補助率及び補助対象経費では、発生県における財政負担が重くなることから、家畜伝染病の防疫措置に係る補助対象を拡充するとともに、国の負担割合を激甚災害と同程度まで拡充すること。

また、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、経営に大きな影響を受ける運送業者等の取引事業者についても、影響緩和のための補填金の支給等、経営支援策を講ずること。

令和5年10月16日

中 國 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	丸 山 達 也
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政